人事院規則二一―〇―六

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の全部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の全部を次のように改正する。

人事院規則二一―〇

国と民間企業との間の人事交流

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　交流基準
　第一節　基本原則（第七条・第八条）
　第二節　交流派遣に係る基準（第九条―第十九条）
　第三節　交流採用に係る基準（第二十条―第二十六条）
　第四節　雑則（第二十七条・第二十八条）
第三章　人事交流の実施
　第一節　通則（第二十九条・第三十条）
　第二節　交流派遣の実施（第三十一条―第四十一条）
　第三節　交流採用の実施（第四十二条―第四十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この規則は、適正な交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）の促進を図るため、官民人事交流法第五条第一項の規定に基づき、任命権者その他の関係者が従うべき基準を定めるとともに、官民人事交流法の実施等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この規則において、「民間企業」、「交流派遣」、「交流採用」、「任命権者」、「派遣先企業」、「交流派遣職員」又は「交流採用職員」若しくは「交流元企業」とは、それぞれ官民人事交流法第二条第二項から第五項まで、第七条第三項、第八条第二項又は第二十条に規定する民間企業、交流派遣、交流採用、任命権者、派遣先企業、交流派遣職員又は交流採用職員若しくは交流元企業をいう。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は特定独立行政法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二　本省庁　国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三　本省庁の局長等の官職　国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長（各省に置かれるものに限る。）並びに検事総長及び次長検事の官職並びにこれらに準ずる官職として人事院が定めるものをいう。

四　本省庁の部長等の官職　本省庁に属する官職のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員及び検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事が占める官職で本省庁の局長等の官職以外のものをいう。

五　本省庁の局庁等　本省庁に置かれる組織のうち、国家行政組織法第三条第三項に規定する庁、同法第七条第一項に規定する官房及び局並びに同条第七項に規定する委員会の事務局並びにこれらに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。

（国若しくは地方公共団体の事務又は事業に類する事務又は事業）

第三条　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める同号に規定する事務又は事業に類するものは、次に掲げるものとする。

一　法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分（次号及び第十九条第一号において「指定等処分」という。）又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）からの委託を受けて実施する特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の事務又は事業

二　指定等処分を受けて実施する試験、検査、検定その他これらに準ずる事務又は事業であって、国若しくは地方公共団体又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人以外の者のもの

（官民人事交流法の対象とする法人）

第四条　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　信用金庫連合会
二　労働金庫
三　監査法人
四　弁護士法人
五　医療法人
六　学校法人
七　社会福祉法人
八　日本赤十字社
九　消費生活協同組合
十　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人
十一　一般社団法人及び一般財団法人

（交流派遣の対象から除外する職員）

第五条　官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　臨時的職員その他任期を限られた常勤職員
二　非常勤職員
三　条件付採用期間中の職員
四　勤務延長職員
五　休職者
六　停職者
七　派遣法第三条に規定する派遣職員
八　法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣されている職員
九　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となってその職務を行う職員